

令和8年1月16日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)**

平素は本会事業の推進に格段のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会を通じて厚生労働省より、標記について通知がございました。

本件は別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」につき改正し、令和8年1月19日から適用されることを周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても下記参考資料をご確認頂き、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

第3 二類感染症

- ・ 2 急性灰白髄炎：臨床的特徴の改正（新旧対照表p1）
- ・ 6 鳥インフルエンザ（H5N1）：定義、臨床的特徴、届出基準の改正（同p1～3）
- ・ 7 鳥インフルエンザ（H7N9）：届出基準の改正（同p3～4）

第5 四類感染症

- ・ 9 回帰熱：定義、臨床的特徴、届出基準の改正（同p5～6）
- ・ 24 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）
：届出基準の改正（同p7）
- ・ 33 ヘンドラウイルス感染症：定義の改正（同p7）

大阪府医師会・地域医療課
(06-6763-7012)